瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

令和4年3月4日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

## 瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年瀬戸市公平委員会規 則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前		
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)		
機関		職		機	関	職
<省略>				<省略>		
市長の	本庁	部長 部次長 危機管理監		市長の	本庁	部長 部次長 危機管理監
事務部		参事 企画補佐 課長 主幹		事務部		参事 企画補佐 課長 主幹
局		指導保育士 課長補佐 経		局		課長補佐 健康福祉部保育
		営戦略部政策推進課の秘書係				課の専門員(人事に関する事
		長及び政策係長 行政管理部				務を行うものに限る。) 経
		行政課の事務管理係長及び法				営戦略部政策推進課の秘書係
		務係長 行政管理部財政課の				長及び政策係長 行政管理部
		財政係長 行政管理部人事課				行政課の <u>法務管理係長</u> 行政
		の人材育成係長及び人事給与				管理部財政課の財政係長 行
		係長				政管理部人事課の人材育成係
						長及び人事給与係長
	<省略>					<省略>
	保育所	統括園長 園長			保育所	園長
	児童発達	センター長 <u>副センター長</u>			児童発達	センター長
	支援セン				支援セン	
	ター				ター	

<省略>	<省略>		
<省略>	<省略>		

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。